

電気通信大学評価室規程

平成17年 4月19日

改正

平成19年 4月 1日

平成20年 4月 1日

平成22年 4月20日

平成24年 3月27日

平成30年 3月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則第15条第3項の規定に基づき、電気通信大学評価室（以下「評価室」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 評価室は、電気通信大学（以下「本学」という。）の中期目標・中期計画、年度計画の作成及び教育研究、管理運営等の評価に関する企画、自己点検・評価、外部評価の実施、第三者評価等の対応並びに評価結果を有効活用する諸施策の策定を行うことにより、本学の教育研究水準の維持及び向上に努めることを目的とする。

(組織)

第3条 評価室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 副室長
- (3) 室員

(業務)

第4条 評価室の業務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 中期目標・計画の作成に関すること。
- (2) 年度計画の作成及び実績報告の取りまとめに関すること。
- (3) 第三者評価等への対応に関すること。
- (4) 自己点検・評価及び外部評価に関する全学の取りまとめに関すること。
- (5) 評価結果の公表に関すること。
- (6) 評価結果を有効活用する諸施策の策定に関すること。
- (7) 評価体制に関すること。
- (8) 教員基本データベース及びデータ管理に関すること。
- (9) 学内外の教育研究関連情報及び資料収集と整理に関すること。
- (10) その他第2条の目的を達成するために必要なこと。

(室長)

第5条 室長は、本学の理事又は職員のうちから学長が指名する。

2 室長は、評価室の業務を掌理する。

(副室長)

第6条 学長が必要と認めるときは、評価室に副室長を置き、本学の理事又は職員から指名することができる。

2 副室長は、室長を助け、室長に事故あるときは、その職務を代行する。

(室員)

第7条 室員は、本学理事及び職員のうちから室長が指名した者若干人をもって充てる。

(任期)

第8条 室長、副室長及び室員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務)

第9条 評価室に関する事務は、総務部総務課が行う。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、評価室に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。